

# 憲法が輝く兵庫県政をつくる会 第18回定期総会決定集

2021年4月26日  
神戸市勤労会館・308号室

## 第18回定期総会の開催にあたって

この総会は、①2020年の活動を振り返り、総括するとともに、②7月18日投開票の兵庫県知事選のたたかいにおける県政刷新の展望を開く活動方針を確認すること、③役員体制を確認すること、④活動に関する財政（決算・予算）を決定することを中心議題として開催します。

## 1. 菅政治の継続か「市民と野党の共闘」政治か、政権交代が国政の焦点に

### (1) 安倍政権以上の最悪政治、暴走する菅内閣

2020年9月、最悪の政権と呼ばれた安倍政権から菅政権への交代が行なわれました。しかし、その後の事態は、菅政権が安倍政権を上回る最悪の政権であることを明らかにしています。医療体制の不備が明らかになることを恐れ、またオリンピック・パラリンピックの開催が中止に追い込まれることを恐れてPCR検査を拡大せず、それによって多くの人命を危機に陥れてきました。生活困難に陥った市民への一律の激励は10万円給付の1度だけであり、この期に及んで「自己責任」論を貫こうとするこの政権に市民の命と暮らしを守る意思がないことは明白です

安倍政権下での安保法制（戦争法）強行の路線を継承し、菅内閣は日米安保協議（2+2）以後、「台湾」有事への日米共同での軍事的対応を前面にかかげ、自衛隊を海外での武力行使に向ける道を突き進んでいます。2021年1月に発効した核兵器禁止条約を批准しないのもアメリカの「核の傘」への依存を公的方針とするからで、米中の軍事的対立の一方を積極的に担おうとするこの道は、日本を戦争の危機に押しやるものでしかありません。

いずれも主権者たる国民の意思に反した民主主義否定、暴走の政治であり、デジタル庁の発足も、大企業支援の経済政策であるとともに、何よりこうした政治に異議をとねえる市民への監視と抑圧を大きな目的としています。こうした菅政治の継続は、日本に亡国の道を突き進ませるものとなっています。

### (2) 力をまし、政権交代に進む「市民と野党の共闘」

こうした政権の動きをくい止めるべく「市民と野党の共闘」は全国で一段の発展を遂げています。国会内でのコロナ対策や市民生活支援など一致点にもとづく共同とともに、各地の地方選挙でも様々な形での「共闘」の輪を拡げ、宝塚市長選挙の結果にも現われた大きな成果をあげています。4月25日に北海道、長野、広島で実施される補選・再選挙のすべてに野党統一候補が擁立され、さらに、コロナ禍のもとで「自己責任」を市民に強要する新自由主義政策からの転換が野党間の大きな合意となってきたことも重要な変化といえます。

遅くとも10月までに実施される衆議院選挙は、菅政治のこれ以上の継続を容認するのか、それとも野党連合政権の樹立によって政治の方向を大きく転換するのかを問う歴史的な政権選択選挙となっています。主権者・市民による、安保法制（戦争法）の廃止、立憲主義の回復、個人の尊厳を守る政治という「市民と野党の共闘」の原点にかえった取り組みが切実に求められています。

## 2. 県政をめぐる情勢と課題

兵庫県政は、コロナ禍のもとでも、既存の高速道路網の延長計画、県庁舎の耐震化建て替えに便乗した元町北部の再開発計画、但馬空港滑走路延長などの新たな大型開発を推進する姿勢を変えていません。地域医療構想にもとづく病床削減、「行革」路線の継続で社会保障費のさらなる削減と、病院、警察、県営住宅などの廃止・集約・縮小、民間委託化をすすめています。県下各自治体では、公共施設の統廃合・縮小による「集約化」と「公的サービスの産業化＝民営化」が進められています。

コロナ禍は、県「行革」の名で、保健所の統廃合を進めてきたことが、いかに間違った政策であったかを白日のもとにさらけ出しています。コロナ禍は、県政が福祉増進の機関という、本来の役割を発揮する重要性を浮き彫りにしています。

県民の命と暮らしを守ること、農林漁業と農山村の再生、災害から県民を守る防災対策など、県民の切実な願いにこたえ、「住民福祉の増進をはかる」兵庫県政の実現が求められています。

## 3. 2020 年度総括

2020 年度は、コロナ禍における活動困難のなか、8 月に第 17 回臨時総会を開き、2021 年県知事選に向けた候補者選考委員会の設置を確認、その後の選考作業をすすめました。選考委員会は 7 団体で構成され、共闘候補づくりも視野におきつつ対象者への働きかけと計 9 回の委員会を開催し、2021 年 4 月 15 日に候補者擁立の記者会見に至りました。

また、その間、兵庫民報に「憲法が輝く兵庫県政へ」（2020 年 9 月～2021 年 5 月で 30 回）を連載し、コロナ禍での各分野・地域の問題についての発信をおこなってきました。

その他の活動では、10 月に「コロナ禍における政治・県政のあり方」討論会、2021 年 3 月にオンライン学習企画として、石川代表幹事の「本気の SDG s を兵庫から」のミニ講演会など実施しました。

## 4. 2021 年度基本方針

今年度は、7 月 1 日告示・18 日投開票の県知事選で勝利し、県政の転換をはかるとともに、その後の国政選挙も含め、国の悪政の防波堤としての地方自治を守り発展させる活動を、幅広い団体・個人とも共闘し取り組みます。

今回の県知事選挙は、「県行革」の名のもと、県民のいのち・暮らし、教育など県民生活を犠牲にしてきた井戸県政の継承を許すのか、身を切る改革のもと、更なる行財政改革をすすめ、生活を破壊する維新政治の持ち込みを許すのかが問われる選挙戦となります。

また、憲法をまもり、平和で安心して住み続けられる県民のための県政に転換する選挙であり、ジェンダー平等の推進をはじめ、世界の目標である SDG s を兵庫県においても大きく前進する県政に転換させる選挙戦となります。

幅広い市民との共闘を助け、各団体・地域の会の連携強化・組織拡大も前進させ、コロナ禍における様々な問題、地域の課題や要求を選挙戦にも反映させ県政転換を実現しましょう。

また、この闘いを通じて「市民と野党の共同」、「野党共闘」もさらに前へ進め、国政の転換と、立憲主義を取り戻す政治を創り出しましょう。

## 5. 知事選の取り組み方針、行動提起

### 1) 知事選の基本的視点 (\*金田氏文書一部引用)

2021年兵庫県知事選挙は、現職が不出馬を表明し、20年ぶりに新人同士の闘いになります。現職の後継者に指名された副知事、一部の自民党県議と維新の会が推す官僚出身者、元加西市長が立候補を予定していますが、いずれも地方自治体の責務である「住民の福祉の増進」(地方自治法第1条)を果たさず、むしろ福祉を切り捨て、住民生活を苦しめる方向性を示しています。

コロナ禍は、これまでの「行財政構造改革」路線＝「自民党流政治」が、県民の命・暮らしを守れない脆弱なものにしてしまっていることを浮き彫りにしました。今こそ真の対決軸＝「憲法を守り生かす、県民による県民のための県政」対「憲法破壊・県民不在の自民・公明・維新政治」を明確に掲げ、新自由主義政治と決別し、県民主体の県政に転換するために闘うことが求められています。

### 2) 知事選の取り組み方針 (\*金田氏提起案文書、田中氏【行動提起】一部引用)

- ①得票目標は、90万票(有権者数4,594,016人×投票率55%÷立候補者数)とします。  
全構成員が各分野・地域・全県の結びつきを生かした対話・支持拡大運動をすすめましょう。
- ②加入の各団体、地域の会での「推薦決議運動」や、「学習運動」(\*「2021年版これでいいのか兵庫県政」(兵庫県自治体問題研究所発行)、「兵庫県政資料」(共産党県議団)、「県政の会」資料等を活用した取り組み)をすすめましょう。また、各団体、地域の要求を反映する「分野別・地域別アピール」を作成し、知事選に反映させましょう。
- ③会は、候補者による街頭演説を全県的に行います。各団体、地域の会も駅前宣伝、辻宣伝、スタンディング、流し宣伝など多彩な取り組みをすすめましょう。
- ④オンラインによる演説会や懇談会(ZOOM等による候補者との交流)を積極的に開催します。  
また、従来型の「演説会」や「ミニ集会」を行う際も、感染防止対策を徹底し実施します。
- ⑤ニュースの発行、ホームページの適時更新・キャンペーンサイト運用、各団体や地域の会からのSNSの発信など、コロナ禍での選挙にふさわしい情報発信、広報活動をすすめます。
- ⑥選挙戦での財政づくりについて、各団体、地域の会での積極的な取り組みをすすめます。  
※コロナ禍での選挙戦であることを踏まえ、全ての取り組みにおいて感染予防対策を徹底し、「感染しない・させない」を合言葉に、安全・安心で明るく楽しい選挙戦をすすめましょう。

### 【行動提起】

#### すべての加入団体・地域の会が知事選をたたかう体制を整え、取り組みをすすめよう！

- 各団体・地域の会は、早急に役員会(地域の会総会)を開き、学習・宣伝活動を計画しましょう。
- 地域の会は、金田候補との地域団体・著名人などへの訪問・懇談等を計画しましょう。
- 各団体・地域の会は、各分野や地域要求に基づく「アピールづくり」をすすめましょう。
- 「金田峰生」ツイッター、「憲法県政の会」ツイッターの視聴・拡散、「金田峰生」LINE公式(電子版サポーターニュース)への登録・拡散運動など、SNSの活用を大きく広げましょう。
- 各団体・地域の会は、「分野別・地域別アピール」の発表や「動画」作成や配信など、SNS発信も積極的におこなうなど、幅広い県民に県政転換を訴えましょう。

## 6. 会計報告と予算 (略)

## 7. 役員提案

### 2021 年度 憲法が輝く兵庫県政をつくる会 役員名簿

(\*50 音順)

|      |       |                      |
|------|-------|----------------------|
| 代表幹事 | 石川 康宏 | (神戸女学院大学教授)          |
| 代表幹事 | 岸本 知代 | (新日本婦人の会兵庫県本部会長)     |
| 代表幹事 | 武村 義人 | (兵庫県保険医協会副理事長・医師)    |
| 代表幹事 | 津川 知久 | (2017 年知事選挙立候補者)     |
| 代表幹事 | 松山 秀樹 | (自由法曹団兵庫県支部事務局長・弁護士) |

|    |                      |
|----|----------------------|
| 幹事 | 原水爆禁止兵庫県協議会 (代表)     |
| 幹事 | 自由法曹団兵庫県支部 (代表)      |
| 幹事 | 新日本婦人の会兵庫県本部 (代表)    |
| 幹事 | 全日本年金者組合兵庫県本部 (代表)   |
| 幹事 | 電力産業労働運動兵庫研究会 (代表)   |
| 幹事 | 日本共産党兵庫県会議員団 (代表)    |
| 幹事 | 日本民主青年同盟兵庫県委員会 (代表)  |
| 幹事 | 兵庫県高等学校教職員組合 (代表)    |
| 幹事 | 兵庫県自治体労働組合総連合 (代表)   |
| 幹事 | 兵庫県生活と健康を守る会連合会 (代表) |
| 幹事 | 兵庫県地域人権運動連合 (代表)     |
| 幹事 | 兵庫県保険医協会 (代表)        |
| 幹事 | 兵庫県農民連 (代表)          |

事務局長 兵庫県民主医療機関連合会

事務局次長 日本共産党兵庫県委員会 兵庫県労働組合総連合 兵庫県商工団体連合会

会計監査 兵庫教職員組合 全国福祉保育労働組合兵庫地方本部

## 【加入団体名】

- 1 兵庫県労働組合総連合
- 2 原水爆禁止兵庫県協議会
- 3 新日本婦人の会兵庫県本部
- 4 自由法曹団兵庫県支部
- 5 兵庫県保険医協会
- 6 兵庫県母親大会連絡会
- 7 兵庫県民主医療機関連合会
- 8 東播建設労働組合
- 9 兵庫県高等学校教職員組合
- 10 安保破棄兵庫県実行委員会
- 11 兵庫県地域人権運動連合
- 12 全日本年金者組合兵庫県本部
- 13 兵庫県農民運動連合会
- 14 全労連・全国一般労働組合兵庫県本部
- 15 全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部
- 16 日本共産党兵庫県委員会
- 17 兵庫県自治体労働組合総連合
- 18 日本民主青年同盟兵庫県委員会
- 19 兵庫教職員組合
- 20 全国福祉保育労働組合兵庫地方本部
- 21 国鉄労働組合兵庫地区本部
- 22 兵庫県平和委員会
- 23 兵庫県生活と健康を守る会連合会
- 24 兵庫県商工団体連合会
- 25 神戸港検数労働組合連合
- 26 兵庫県医療労働組合連合会
- 27 兵庫県国家公務員関連労働組合共闘会議
- 28 東播中央法律事務所
- 29 姫路総合法律事務所
- 30 兵庫県保育所運動連絡会
- 31 兵庫県勤労者学習協議会
- 32 日本共産党兵庫県議団
- 33 電力産業労働運動兵庫研究会
- 34 重工産業労働組合神戸支部
- 35 私学の会
- 36 兵庫県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会

## 【地域の会名】

- 1 住民本位の東灘をつくる会
- 2 灘区の会
- 3 住民本位の地方政治をめざす中央区の会
- 4 住民本位の自治体をつくる兵庫区の会
- 5 北区の会
- 6 憲法県政・あったか神戸 長田区の会
- 7 須磨区の会
- 8 垂水区の会
- 9 西区の会
- 10 尼崎の会
- 11 西宮の会
- 12 芦屋の会
- 13 いたみの会
- 14 宝塚の会
- 15 川西の会
- 16 さんだの会
- 17 明石の会
- 18 加印の会
- 19 北はりまの会
- 20 三木の会
- 21 姫路の会
- 22 相生の会
- 23 赤穂の会
- 24 揖籠の会
- 25 佐用の会
- 26 宍粟の会
- 27 但馬の会
- 28 丹波の会
- 29 淡路の会

## 【 会則 】

### 第1条（名称）

この会は「憲法が輝く兵庫県政をつくる会」といい、事務所を神戸市内におきます。

### 第2条（目的と活動）

この会は日本国憲法と地方自治法を暮らしにいかす兵庫県政をつくること、そのために金田峰生氏を支援することを目的とし、県下の政党・団体、個人と力を合わせ、国政・市町政刷新の活動と連携して、必要な諸活動をおこないます。

### 第3条（会員）

この会の目的に賛同し、会則を認める政党、団体および個人は、この会の会員になることができます。

### 第4条（権利と運営）

会員は平等の権利をもち、この会を民主的に運営します。

### 第5条（役員と組織）

この会に総会と幹事団体代表者会議、幹事会を設置し、役員として若干名の代表幹事、幹事、事務局長、会計監査をおきます。

- (1) 総会をこの会の最高決議機関とし、加入団体の代表者と個人で構成します。定期総会は、1年に1回開催し、期間の方針を決定するとともに役員を選出します。また、必要に応じて臨時総会を開催します。
- (2) 幹事団体代表者会議は、候補者や政策の決定など、会の運営にかかわる重要事項を決めるとき、必要に応じて開催します。
- (3) 幹事会は総会の決定を具体化します。また、幹事会は事務局次長を選出することができます。
- (4) 代表幹事はこの会を代表して活動します。
- (5) 事務局長は、幹事会の指導のもとに日常的事項の処理にあたります。
- (6) 会の運営を円滑にすすめるために、団体・地域の会代表者会議を適宜開催します。

### 第6条（顧問）

この会に顧問をおくことができます。

### 第7条（財政）

この会の財政は寄付金および事業収入などによってまかさないます。

### 第8条（会則）

この会則の改廃は総会で決定します。

### 附則

1. この会則は、1978年9月2日から発効します。
2. この会則は、1983年1月20日、一部改正。
3. この会則は、1992年1月25日、一部改正。
4. この会則は、1997年3月15日、一部改正。

5. この会則は、2006年7月19日、改正。
6. この会則は、2009年5月20日、一部改正。
7. この会則は、2010年2月17日、一部改正。
8. この会則は、2011年5月11日、一部改正。
9. この会則は、2013年5月31日、一部改正。
10. この会則は、2014年2月19日、一部改正。
11. この会則は、2017年3月29日、一部改正。
12. この会則は、2018年2月15日、一部改正。
13. この会則は、2021年4月26日 一部改正。